

令和3年11月25日

保護者様

都城市立明道小学校
校長 後藤 世志哉

新型コロナウイルス感染症の対応の追加について

落葉の候 保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育活動に対しまして多大な御支援、御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、都城市教育委員会から右記の文書が届きましたので、お知らせいたします。今後とも、保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 新たに追加された部分

- 右記文書の「1 (7)」「なお、…」以下の太文字及びアンダーライン部分
- 5月にお知らせした内容に追加されたものです。

2 お願い

- 文書どおり、児童に「発熱等の風邪症状が見られる場合」は基本的に「出席停止」になりますので、御理解と御協力をお願いいたします。
「風邪症状」とは、「かぜ」、「発熱」、「咳」、「鼻水」、「喉が痛い」です。
- 発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものでないと医師が診断した場合、登校は可能です。しかし、症状がなくなるまでは、無理をせずに休養させるよう御協力をお願いいたします。

各小・中学校長 様

都城市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒への対応について③

このことについて、令和3年9月14日付け事務連絡において、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒への対応についてお知らせしておりましたが、下記のとおり対応を追加しましたので、御確認の上、御対応よろしく申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒への対応

(1) 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合

当該児童生徒は出席停止。保健所又は、医師の許可が得られれば登校可。

(2) 児童生徒の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

当該児童生徒は濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けることになる。陽性であれば(1)の対応。陰性であれば、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止。ただし、保健所の指示により期間の変更あり。

(3) 児童生徒が保健所により濃厚接触者に特定された場合

(2)と同様の対応。

(4) 児童生徒の同居家族が保健所により濃厚接触者に特定された場合

濃厚接触者である同居家族がPCR検査で陰性が確認されるまで、当該児童生徒は出席停止。

(5) 児童生徒が濃厚接触者の疑いがあり、保健所の指示によりPCR検査を受ける場合

PCR検査で陰性が確認されるまで、当該児童生徒は出席停止。

(6) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者の疑いがあり、保健所の指示によりPCR検査を受ける場合

当該児童生徒は登校可。ただし、保護者との相談の上、PCR検査で同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとすることが可能。

(7) 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合

当該児童生徒は出席停止。ただし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと医師が診断した場合を除く。

なお、登校時や登校後に児童生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合、保護者に連絡し、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。また必要に応じて病院受診を勧める。

※ 発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと医師が診断した場合、登校可。【追加】

(8) 児童生徒の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合

①国レベル1の感染状況においては、当該児童生徒は登校可。ただし、保護者との相談の上、当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとすることが可能。

②国レベル2や3の感染状況においては、当該児童生徒は出席停止。ただし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものでないと医師が診断した場合やワクチン接種による副反応と考えられる場合を除く。

(9) 医療的ケア児や基礎疾患のある児童生徒について、登校すべきでないと判断された場合

当該児童生徒は出席停止扱いとすることが可能。

(10) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、例えば感染経路の分からない患者が増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合 ※(6)、(8)①も該当

当該児童生徒は出席停止扱いとすることが可能。

(11) 児童生徒が新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける場合

①ワクチン接種のため当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとする。

②ワクチン接種のため当該児童生徒が遅刻・早退する場合、出席扱いとする。

③ワクチン接種の副反応による体調不良で当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとする。

2 その他

- 小・中学校に兄弟がいる場合、小・中学校間で十分協議した上での御対応をお願いします。
- 上記以外の対応がある場合、学校教育課まで御相談ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況によって対応が変更になることもございます。